

## 第2回箕面市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する検討会議

日 時：令和3年(2021年)6月29日(火)午後2時30分  
場 所：議場

### 協 議 事 項

#### 1 参考人意見聴取【学識経験者】

- 参考人：ト田 <sup>しめだ</sup>真一郎 氏（常磐会短期大学 幼児教育科 教務部長 教授）
- 意見を聴こうとする案件
  - ・就学前教育・保育における国の政策方向・社会情勢について
  - ・地方自治体における就学前教育・保育施設の方向性
  - ・本市における今後の保育ニーズの見通し及び教育・保育に求められるもの

#### 2 その他

- (1) 次回開催について
  - 6月30日(水) 午前10時

- (2) その他

## 【参考人のプロフィール】

**ト田 真一郎** (しめだ しんいちろう)

常磐会短期大学 幼児教育科 教務部長 教授

(箕面市での経歴)

- ・市立ひがし幼稚園民営化選定委員会委員長
- ・公私立幼保合同研修講師
- ・市立東保育所 所内研修講師
- ・市立稲保育所 所内研修講師

(経歴)

- 平成 9 年 4 月 学校法人今村学園高槻幼稚園 教諭
- 平成 13 年 6 月 同上学校法人評議員
- 平成 14 年 3 月 同上退職
- 平成 14 年 4 月 常磐会短期大学 幼児教育科 講師
- 平成 15 年 10 月 大阪教育大学教育学部 非常勤講師  
(担当 幼児教育指導法Ⅰ)
- 平成 17 年 4 月 大手前大学 非常勤講師 (担当 保育学) 平成 21 年度まで
- 平成 19 年 4 月 常磐会短期大学 幼児教育科 准教授
- 平成 22 年 4 月 大阪総合保育大学 非常勤講師 (担当 カリキュラム総論)

2021年6月29日 箕面市議会

# 保育・幼児教育の動向と課題

常磐会短期大学

卜田真一郎

# 本日本話しすること

## 1、保育実践の現代的課題

- 子どもの社会的背景・家庭環境の多様化への対応・子どもの多様性への対応

## 2、保育の「実践」を巡る課題

- 「質の高い保育」・保育・幼児教育実践の多様性

## 3、保育者を巡る現状と課題

- 保育者の専門性向上の課題・保育者不足・保育者の勤続年数

## 4、保育の「場」を巡る課題と動向

- 保育所の待機児童問題と幼稚園の定員割れの問題・認定こども園への移行

## 5、保育の現代的課題に応え・質の高い保育を実現するために

# 1、保育実践の現代的課題

# 保育現場が直面する現代的な課題

## 子どもの社会的背景・家庭環境の多様化への対応

- ▶ 貧困と子どもの育ち
- ▶ 外国にルーツのある子どもの増加
- ▶ 保護者の子育て不安の増大と子育て支援

## 子どもの姿の多様化

- ▶ さまざまな支援が必要な子どもへの対応
- ▶ 子どもの地域や家庭での経験の差異



多様な保育ニーズへの対応への必要性  
より高度な専門性が求められる

## 2, 保育の「実践」を巡る課題

# (1) 保育の「質」を考える

## ○「質の高い保育」の志向

- 「質の高い保育」が子どもの将来に好影響を与えるという調査結果（J.ヘックマンなどの指摘）
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（2018年）における「質の高い保育」への言及



「質の高い保育」を実現することが保育・幼児教育の使命

「質の高い保育」とはどのような保育か

# 要領・指針の二面性

「**明確な保育の方針を示したものの**」であるとともに  
「**如何様にも解釈できる鵺のような存在**」でもある。

※鵺：つかみどころがなく、正体のはっきりしない人物・物事。



各現場における読み取りと適用の仕方によって  
大きく異なる実践が生まれる可能性がある。

# 保育方針の多様性

保育実践は各園における下記の点のスタンスの相違により多様

## 【保育・教育の目標】

- 「A：環境や人に関わる姿勢を育てること」か「B：知識・技能の獲得」か

## 【活動内容の選択】

- 「A：遊び重視」か「B：学習重視」か

## 【保育・教育の方法】

- 「A：子どもの主体性重視」か「B：教師の指導性重視」か

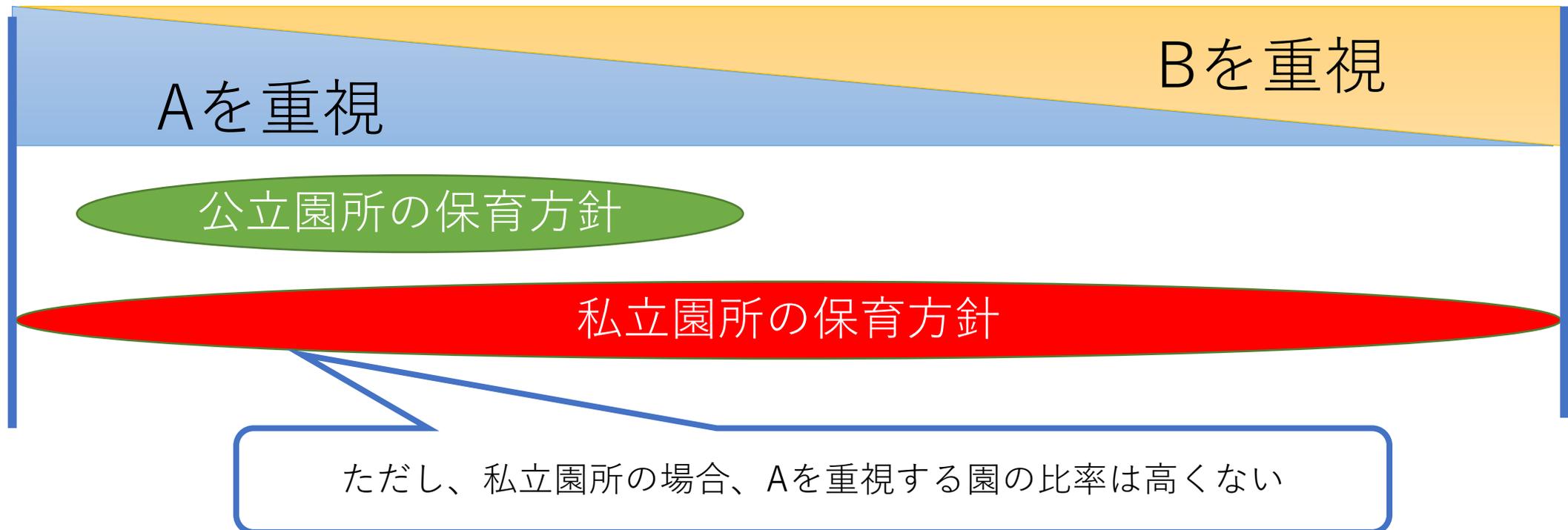
## 【評価の視点】

- 「A：方向目標に基づく評価」か「B：到達目標に基づく評価」か

各項目でAを重視するかBを重視するかで保育のあり様は大きく異なる。

# 園の設置主体と保育方針

- 園の設置主体と保育方針の関係性については、下記のような図式化が可能。



# 保育方針の傾向と子どもの多様性への対応可能性

- 各項目でAを重視するタイプの保育方針の園は、個別の子どもの多様な興味・関心にこたえることが前提となるため、子どもの多様性を積極的に認める傾向が強い。
- 各項目でBを重視するタイプの保育方針の園は、全員が一定の共通した活動内容での到達を目標とし、「できる・わかる」ことを求めるため、子どもの多様性への対応はより難しくなる。

## (2) 乳幼児期の発達と教育の特質

→ 「子どもの活動」に焦点を当てた教育

# なぜ、乳幼児教育は子どもの活動を中心に据えるのか？

-乳幼児期の発達の特質から考える-

## ①乳幼児期の発達の相互関連性

→「幼児期には、諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していく」（幼稚園教育要領解説）

### e x 言葉の発達

→「子どもが母国語を自分のものにしていく過程は、大人から教えられる言葉を学習するのではない。自分から働きかける動作的な外界認知の発達や、親などまわりの人との関わりによる情動的な認知の発達を基盤として、経験的にわかってきたことをまわりの人がどういう言葉で表現しているかを発見し、それらを使って自分なりの言語表現を創造していくのである」（中島誠 1999）

## ②発達を促すものとしての能動性

→ J. Piagetの認知発達論

「刺激（客体）は主体（子ども）が働きかけることによって始めて刺激になり得る」

「自発的な活動によってのみ、子どもは徐々に知的操作や論理的構造によって特徴付けられる論理的思考を作り上げる」



「能動的教育」の原理

- ・ 乳幼児期は、子ども自身が能動性を発揮して、様々な活動を行う中で、発達に必要な力を獲得していく時期である。



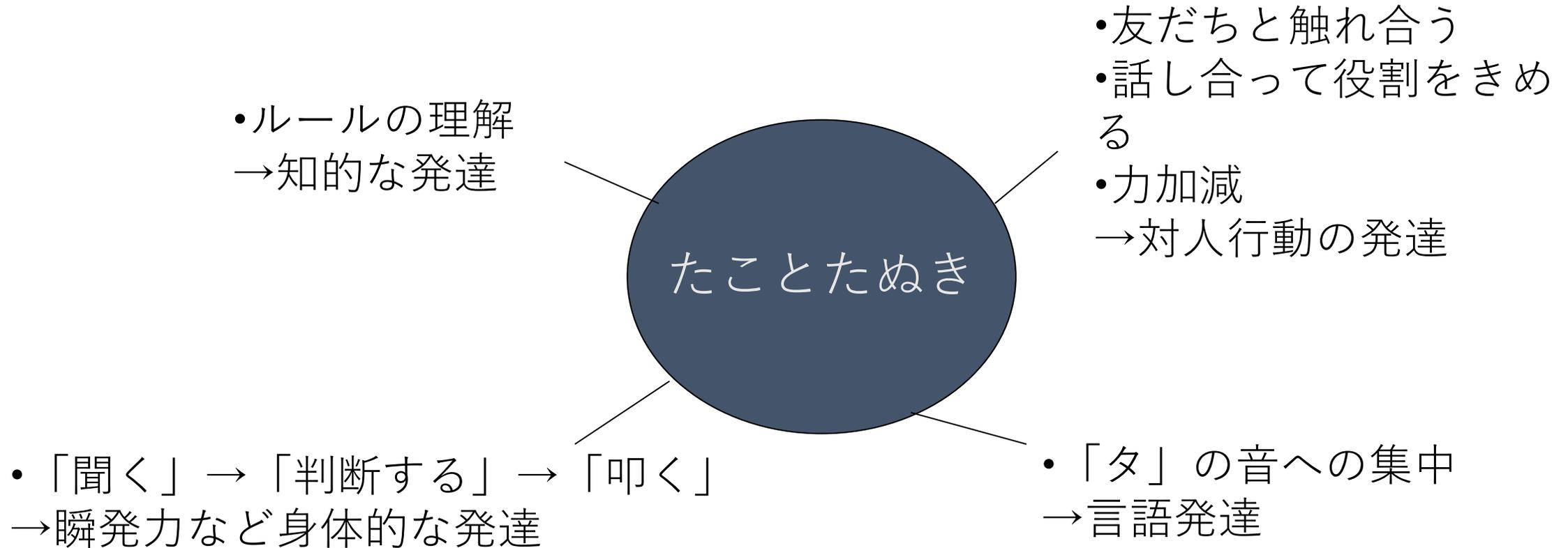
故に、乳幼児教育では、  
子どもの活動を中心に据えた教育を行う。

# 何故「遊び」なのか？

- 子どもの活動の中でも、乳幼児教育で特に重視されるのは「遊び」である。
  - 「遊びによって子どもは育つ」
  - 「遊びは子どもの仕事」
- では、何故遊びなのか？
  - 実技「タコとタヌキ」の分析

# 遊びの中に含まれる要素は何か？

「たことタヌキ」を分析してみる



遊びには、発達に意味のある要素が含まれている。

乳幼児の発達の相互関連性や能動的教育の原理に合致した活動として「遊び」は教育的な意義を持っている。

- 「就学前期の主導的活動は遊びである」 （A. N. レオンチェフ）

※主導的活動

子どもの心理に最大の変化を生じさせるような活動、および子どもが新しい、より高度の発達段階に移行するのを用意するところの心理過程がその内部で発達するような活動

- 「遊びは発達の源泉であり、発達の最近接領域を作り出す。創造的場面、虚構的場面での行動、随意的企図の創造、生活のプランや意志的動機の形成など、これらはすべて、遊びの中で発生し、子どもを発達の高い水準に引き上げていく」 （L. S. ヴィゴツキー）

### (3) 遊びを中心とした保育は広く社会に理解されているか

文科省:幼児に小1学習内容を検討 生活科想定 (毎日新聞 2014年07月12日)

- 幼稚園や小学校の学習内容を検討する際、幼児に小1の学習内容を導入する際の留意点を検討する。幼稚園や小学校の学習内容を検討する際、幼児に小1の学習内容を導入する際の留意点を検討する。
- 幼稚園や小学校の学習内容を検討する際、幼児に小1の学習内容を導入する際の留意点を検討する。幼稚園や小学校の学習内容を検討する際、幼児に小1の学習内容を導入する際の留意点を検討する。
- 幼稚園や小学校の学習内容を検討する際、幼児に小1の学習内容を導入する際の留意点を検討する。幼稚園や小学校の学習内容を検討する際、幼児に小1の学習内容を導入する際の留意点を検討する。

# 教育再生実行会議

## 「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」

平成26年7月3日

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。
  - (1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。
- 義務教育は、一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うものであり、知・徳・体をバランス良く育てる全人教育が必要です。機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を国の責務として保障しつつ、義務教育を抜本的に充実するため、その年限3や無償教育の期間について考える必要があります。

- 幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

## 幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。

# 教育再生会議の提言と新しい要領・指針のポイント

- 教育再生会議の提言は、「遊びを通して発達に必要な経験を積み重ねる」という保育業界における「常識」が、業界内でのローカルな常識であり、他の学校教育の関係者や市民・行政関係者にとっては自明のことではなかったことを示している。



今回の改訂は、かなり大きな改訂。

しかし、保育・幼児教育の本質に関わる部分は不変。

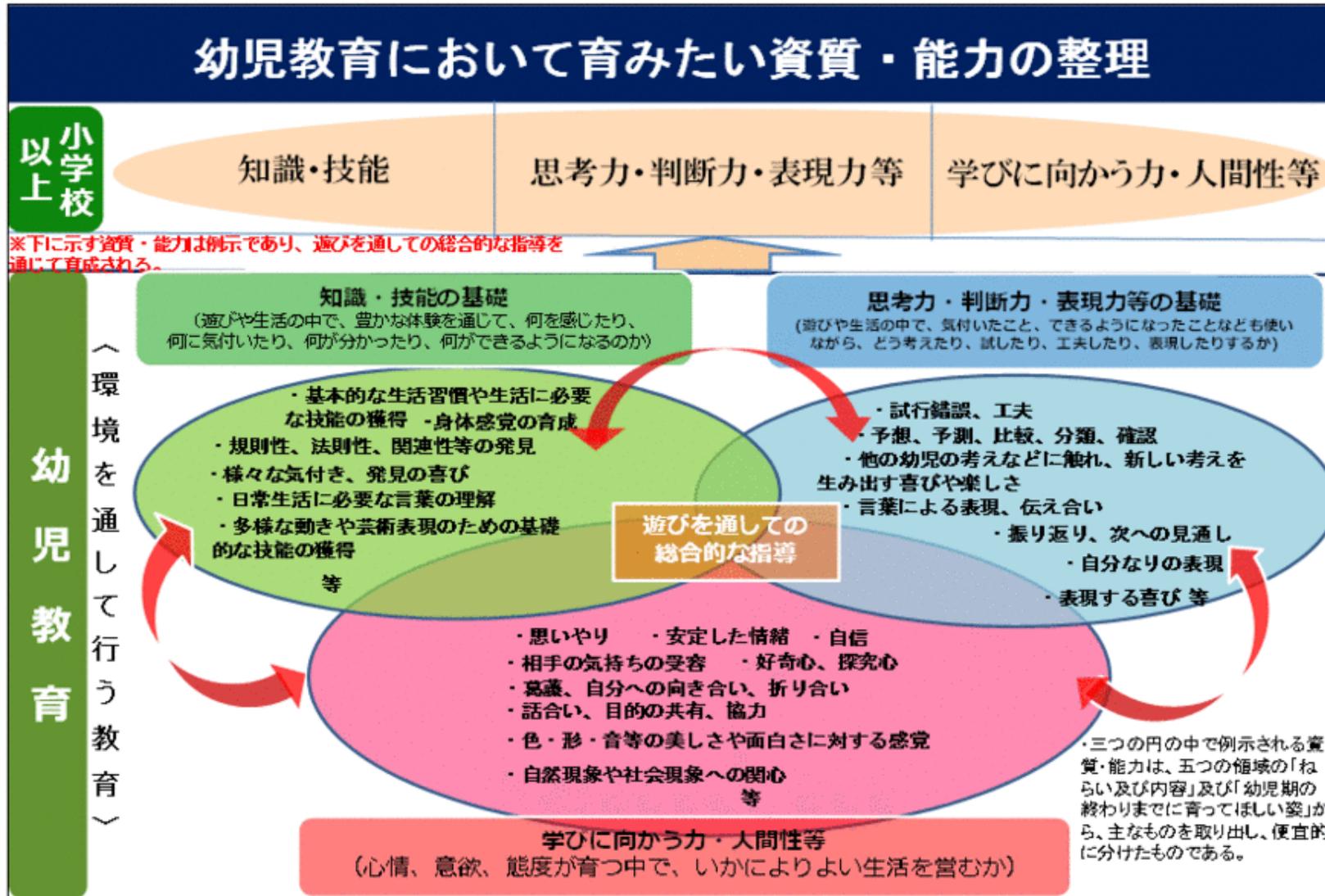
むしろ、これまで積み上げられてきたことの意味を再確認し、明示すること（保育実践を「意識化」すること）が求められている。

# 要領・指針の改訂のポイント

- ① 非認知能力への着目
- ② 幼児教育において育みたい資質・能力を育んでいくための「カリキュラム・マネジメント」の確立
- ③ 小学校以降において、各教科等の「見方・考え方」の基礎を、幼児期の様々な体験等を通して培う
- ④ 幼児教育において育みたい資質・能力の整理
  - (ア) 知識や技能の基礎
  - (イ) 思考力・判断力・表現力等の基礎
  - (ウ) 学びに向かう力、人間性等
- ⑤ 幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿の明示
- ⑥ 学習過程の検討
- ⑦ 幼児期にふさわしい評価の在り方の検討
- ⑧ 資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実

# 幼児教育において育みたい資質・能力の整理

(図4)



## (4) 「質の高い保育」とは

- 「質の高い保育」とは？

→数や文字や英語などの高度な内容を教えることが「質の高い保育」なのか？

→乳幼児期に育てるべきことはなにか

キーワードとしての「非認知能力」

# 乳幼児期に育てたい「非認知能力」とは

- 「非認知能力（スキル）」は、これからの幼児教育のキーワードになるでしょう。内閣に教育の提言を行う教育再生実行会議では、幼児教育の無償化や幼児教育アドバイザーの導入などさまざまな議論が進められていますが、非認知能力の育成は中心的なテーマのひとつです。平成30年度より実施予定の幼稚園教育要領や保育所保育指針には、非認知能力に関わる内容が多く盛り込まれるはずです。
- 非認知能力は、OECDでは社会情動的スキルと言われます。IQなどで数値化される認知能力と違って目に見えにくいのですが、「学びに向かう力や姿勢」とも言い表せるでしょう。目標や意欲、興味・関心をもち、粘り強く、仲間と協調して取り組む力や姿勢が中心になるとお考えください。
- 近年、非認知能力は日本だけではなく、世界中で研究が進み、その重要性が認識されています。とりわけ議論が盛んなのは欧米です。というのも、従来、欧米の幼児教育は読み書きや思考力などの知的な教育が中心でした。しかし、幼児期の知的教育の効果は一時的なものに過ぎず長続きしないことが明らかになり、認知能力の土台となる非認知能力がクローズアップされてきているからです。加えて、非認知能力は幼児期から小学校低学年に育成するのが効果的という研究成果も注目されています。

（「これからの幼児教育 2016」における 無藤隆氏のインタビューより）

# 社会情動的スキルとは

- A) 一貫した思考・感情・行動のパターンに発現し、
- B) 学校教育またはインフォーマルな学習によって発達させることができ
- C) 個人の一生を通じて社会・経済的成果に重要な影響を与えるような個人の能力

と定義することができる。

これらのスキルは、

- 目標を達成する力（例：忍耐力、意欲、自己制御、自己効力感）
- 他者と協働する力（例：社会的スキル、協調性、信頼、共感）
- そして情動を制御する力（例：自尊心、自信、内在化・外在化問題行動のリスクの低さ）

を含んでいる。

# 非認知能力を育てる保育を考える

- 乳幼児期の保育・教育で特に重視されるのは「遊び」
  - 「非認知能力」は遊びを通して育つ
  - 遊びは心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習
- 遊びを通して子どもたちは発達に必要な経験を積み重ねている。
- こうした「遊びの中の学び」への着目は、保幼小の接続や質の高い幼児教育の実現が求められる中で、近年、これまで以上にクローズアップされている。

# 「遊びの中の学び」の特徴と留意点

- 「遊びの中の学び」は、結果がすぐには見えない。「玉入れ」に一度取り組めば、すぐに数が数えられるようになり、運動機能が育つわけではない。繰り返して遊ぶ中で「じわじわ」と数への関心が高まる、「じわじわ」と運動機能が育つものである。
- また、「遊びの中の学び」のこうした特質は必ずしも社会全体で理解されているわけではない。
- 特に、社会全体が「分かりやすい成果」を「できるだけ早く」求める傾向がある昨今、「遊びの中の学び」の意味はより伝わりにくくなっている可能性がある。
- だからこそ今、「遊びの中の学び」の意味を丁寧に説明し、社会全体で共有される状態を目指すことが、幼児期の子どもたちの「遊び」を保障できる社会の実現のためにも必要なこと。

### (3) 遊びの主体である子どもにとって 「遊びは学習」なのか？

- 子どもにとっては遊びは「楽しむ為に」行われる活動であり、過程そのものを楽しむもの。
- 遊びには教育的な価値があるけれど、子どもにとってはその教育的な価値というのは結果として得られるもの。子どもは「遊びが学習だ」という意識は当然なく、遊んだ結果として、自然に色々なものを獲得していく。そして、遊びの面白さがより充実することにより、学びの内容も深まっていく。



「好き」と思える遊びがあることが原動力

遊びを通して子ども達を育てていくために必要な2つの視点

- 遊びを通して子ども達を育てていくには、以下の2つの視点を併せ持つ必要がある。

→遊びそのものの面白さは

→遊びの中で何が育っているのか

おとなが、子どもの遊びの「面白さ」を理解し、面白さに共感することが  
大切

# 3、保育者を巡る現状と 課題

# (1) 保育を見通すためのステップと保育者の専門性

①子どもの現実を捉える (保育課題の明確化)



②ねらいの明確化

(目指す集団像・育てたい価値観と各時期のねらいを考える)



③活動内容を考える



④保育者の関わりを考える

(直接的関わりと間接的関わり)

- 保育実践は、小学校以降の教育以上に、各園・各保育者の計画的あるいは即時的な判断と意思決定のウエイトが大きい。
- 一人ひとりの子どもたちの姿を理解する、一人ひとりの発達状況に応じた保育のねらいを設定する、ねらいを達成するためにふさわしい環境や活動内容を設定する、子どもたちの経験が意味のあるものになるような関わりを即時的に判断して関わる、といった一連の役割が求められる。



保育者の専門性の根幹  
一生成長し続けることが求められる職業

## (2) 保育者の専門性とは何か

「保育者論において語られる保育者の専門性」  
～香曾我部琢氏（宮城教育大学）の整理～

「保育者論」の書籍のトピックをKJ法を用いて、次の4つに分類

### 1、保育者の本質

- 保育者の本質を問う
- 保育史の中の保育者
- 保育者の倫理とは

### 2、現代社会が保育者に求める専門性

- 子育て支援
- 多文化共生
- 特別支援

### 3、保育者集団の中で求められる専門性

- 協働する保育者
- 組織アイデンティティ

### 4、保育者個人に求められる専門性

- 保育課程・保育内容への理解
- 指導法の理解と習得
- 基礎となる技術（音楽的素養・体育的素養・美術的素養など）
- 保育の展開に関わっての技術（指導力）
- 子ども理解の深化

# (3) 保育者の勤務状況の課題

## 保育士不足の現状

- 早期離職。有資格者が保育職に従事しない。
- 勤続年数の短さ（常勤・全職種で比較）  
保育士：公立15.1年、私立10.2年  
幼稚園教諭：公立16.0年、私立10.7年
- 高い離職率  
保育士：平成25年で10.3%（公営7.1%、私営12.0%）
- 待遇面の問題。
- 保育を補助する各地域の資格の創出→「専門職」としての質の確保の課題。

## 4, 保育の「場」を巡る課題

# 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法（平成**24**年法律第**65**号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成**24**年法律第**66**号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成**24**年法律第**67**号）

→上記3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等

# 保育の「場」を巡る課題

保育所の待機児童問題

→保育の場の「量」の問題

→保育の場を成立させる保育士の確保の問題

幼稚園の定員割れ

→保育時間と子育てニーズ

→公立の「充足率」を巡る課題

# 保育ニーズの変化と認定こども園への移行

- 「認定こども園」制度化には、その背景として進む少子化と不況による就職難、教育・保育ニーズの多様化に伴い、これまでの幼稚園・保育所だけでは対応できない状況が顕在化したことがある
  - ▶ 親の就労の有無で利用施設が限定された（働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園）こと。
  - ▶ 少子化のむ中、幼稚園・保育所別々では子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化し、幼稚園・保育所の運営に悪い影響がでてきたこと。
  - ▶ 保育所待機児童が2万人存在する一方で、幼稚園は10年で10万人減少したとこと。
  - ▶ 育児不安の大きい専業主婦への支援が大幅に不足したとこと。



これらの問題を解消し、多様なニーズに対応するための「認定こども園」の創設

5、保育の現代的課題に応え  
質の高い保育を実現するために

- 保育・幼児教育のあり方についての積極的な発信。
- 子どもの多様性を受け止め、有意義な実践へと繋げる実践の場の確保。
- 支援が必要な子どもや家庭にとっての選択肢が確保されることの必要性。
- 質の高い保育が求められる中、保育者の勤続年数や離職率の高さへの対応。
- より勤続年数が長い公立園が実践の蓄積や発信をしていく役割への期待。
- 認定こども園化に向かう場合は、保育所・幼稚園が築きあげてきた実践の文化を尊重し合いながら融合を目指すための場を設定することが重要。